

福岡県の受付が終了となりました。

平成 28 年 7 月 29 日  
独立行政法人都市再生機構  
九州支社 営業推進チーム

## 福岡県内のUR賃貸住宅における 民間賃貸住宅借上げ制度（熊本地震被災者向け）の適用について

平成 28 年熊本地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

UR都市機構では、このたびの地震で住宅に甚大な被害を受けられた方を対象に、福岡県内においてみなし応急仮設住宅としてお住まいいただけるUR賃貸住宅の提供を行います。

なお、平成 28 年 4 月 20 日付「熊本県熊本地方を震源とする地震により被災された皆様へのUR賃貸住宅の貸与について」にてご案内しております、一時的な避難場所としてお住まいいただけるUR賃貸住宅については、受付を終了させていただきました。

### 《民間賃貸住宅借上げ制度（みなし応急仮設住宅）について》

平成 28 年熊本地震により住宅が全壊等の被害を受け、自らの資力では住宅が確保できない被災者に対し、福岡県が住宅を借り上げて提供する制度です。

#### 【お問い合わせ先】

福岡県建築都市部住宅計画課（092-643-3870）

#### 【民間賃貸住宅借上げ制度（みなし応急仮設住宅）についての詳細は】

福岡県ホームページURL

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/h28kumamotojisin-minashi.html>

### 《募集概要》

#### ○ 提供する住宅

福岡県内のUR賃貸住宅

※お申込み時点で入居者を募集中の住宅が対象

※一部、対象外となる住宅もございますので、詳しくはUR営業センターまでお問い合わせください。

○ 対象者

地震によって、住宅が全壊又は半壊等の損害を受け、現に居住が困難となった方（注）

（注）お申込み時に、罹災証明書、住民票、本人確認ができる書類（運転免許書など）、  
印鑑が必要となります。

○ 提供方法

民間賃貸住宅借上げ制度（みなし応急仮設住宅）を適用

○ 契約形態

福岡県・UR・入居者の3者で、定期借家契約を締結

○ 契約期間

県の借上げ日より最長2年間

○ 費用負担

県負担：家賃、退去者修繕負担金、損害保険料

入居者負担：共益費、駐車場利用料、光熱水費等

○ 同居者の条件

同居できる者は、親族※に限るものとする。

※6親等内の直系血族及び3親等内の姻族

○ 家賃の条件

4人世帯まで   ：月額家賃 6 万円以下

5人以上世帯（乳幼児を除く）                    ：月額家賃 9 万円以下

※上記家賃を超える部分を入居者が負担して契約することはできません。

○ 申込受付場所

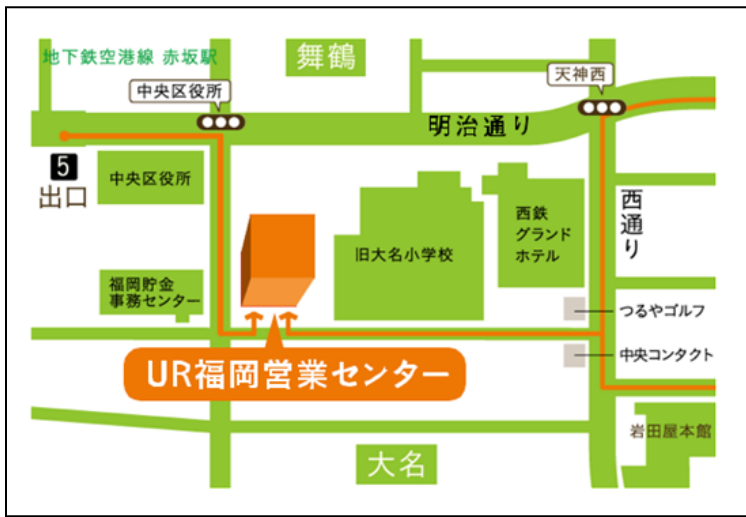
UR福岡営業センター

住 所   ：福岡市中央区大名 2 丁目 6-20

電 話   ：0120-555-795

営業時間：9：30～18：00（5月～12月）、9：30～18：30（1月～4月）

定 休 日：なし（年末年始・5/3～5/5を除く）



UR北九州営業センター

住所：北九州市小倉北区京町3番1-1（COLET/I'm 9F）

電話：0120-666-891

営業時間：10：00～18：30

定休日：なし（年末年始・5/3～5/5を除く）



※UR博多駅前店及び現地案内所等での申込受付は出来ません。

以上